

議第23号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(45)の2の項中「第16条に」を「第16条第2号に」に改め、同項ア中「第16条」を「第16条第1号」に改め、同項サ中「第36条第3項」を「第36条第4項」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第74号中

「法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造または設備の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 11,000円 」

「法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造または設備の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1件につき 11,000円

法第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査の手数料

1件につき 150,000円

法第12条第5項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料

1件につき 90,000円 」

改め、同項第82号の2中

「土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料

1 件につき	222,000円	」
「土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査の手数料		
1 件につき	222,000円	
土壌汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査の手数料		
1 件につき	30,900円	に
土壌汚染対策法第32条第2項において準用する同法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査の手数料		
1 件につき	24,800円	」

改める。

別表第34(1)の項中「食品衛生法（昭和22年法律第233号）」を「法」に改め、同項を同表(3)の項とし、同項の前に次のように加える。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この表において「法」という。）第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査の手数料	150,000円
(2) 法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査の手数料	90,000円

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部改正）
 第3条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」の右に「もしくは知事」を加える。

- (1) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）別表第9第2項第1号
- (2) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の事業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第9号）別表第2項第3号
- (3) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第10号）別表第5第2項
- (4) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第13号）別表第3項第5号

（滋賀県看護職員修学資金貸与条例の一部改正）

第4条 滋賀県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年滋賀県条例第11号）の一部を次のように改

正する。

第2条第2号中「厚生労働大臣もしくは」を削る。

第3条第1号から第3号までの規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。